

税の申告をお忘れなく

★申告の期限は所得税・復興特別所得税と贈与税は3月16日まで、消費税と地方消費税は3月31日までです

◆確定申告書作成会場を開設します

平成26年分所得税・消費税・贈与税の確定申告書の相談と受け付けを行います。

開設日時	会場	対象
2/2(月)～ 3/16(月)※	アズテックミュージアム (太白区中田町杉ノ下18)	仙台北・仙台中・仙台南 税務署管内の方
2/9(月)～ 3/16(月)※	仙台北税務署(青葉区上杉 1-1-1)	仙台北税務署管内の方
	仙台中税務署(若林区卸町 3-8-5)	仙台中税務署管内の方

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月22日(日)、3月1日(日)は開設します

●各申告会場の駐車場は、駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください ●申告書の作成に当たっては、「復興特別所得額」欄の記入漏れのないようご注意ください ●国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>の「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書は「電子申告(e-Tax)」により提出することができるほか、印刷して書面で提出することもできます。e-Taxの利用の際は、電子証明書の取得などの事前準備が必要です。詳しくはホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp/>をご覧ください

★個人事業者の消費税確定申告は税率適用にご注意ください

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率は8%です。平成26年分(平成26年4月1日を含む課税期間)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分して集計する必要があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

★所得税の還付申告はお早めに

次の項目に該当する方などは、税務署に確定申告をすることにより、給与などから源泉徴収された所得税が還付される場合があります。申告期限間近になると確定申告書作成会場が大変混雑することが予想されますので、早めに手続きをお願いします。

- ①多額の医療費を支払われた方(必要書類＝源泉徴収票・医療費の領収書等)
- ②マイホームを住宅ローンなどで取得した方(必要書類＝源泉徴収票・家屋および敷地等の請負(売買)契約書の写し・住民票の写し・家屋および敷地等の登記事項証明書・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書等)
- ③年の途中で退職し、再就職していない方(必要書類＝源泉徴収票・退職後に支払った社会保険料(健康保険や国民年金など)が分かるもの・生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書等)

※いずれも問仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001

★税理士会が土・日曜日に確定申告無料相談会を開催

東日本大震災の被災者や年金・給与所得があり還付申告をされる方、小規模な事業経営者(ただし、土地・建物および有価証券の譲渡所得のある方を除く)を対象に、相談会を開催します。必要書類をお持ちになり、直接会場へお越しください。

●日時＝2月1日(日)～28日(土)の毎週土・日曜日9:30～16:00(2月22日(日)を除く。来場者多数の場合は予定より早く受け付けを終了します) ●会場＝東北税理士会館3階(若林区新寺1-7-41)

問東北税理士会宮城県支部連合会☎293・0503

★償却資産(固定資産税)の申告は2月2日までです

1月1日現在で市内に固定資産税の対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物等)をお持ちの法人または個人の方は、2月2日(月)までに資産課税課(市役所北庁舎1階)に申告が必要です。期限間近は窓口が混み合いますので、お早めに申告をお願いします。申告書の書き方等については、市ホームページでもご覧いただけます。なお、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。

問資産課税課☎214・8619

★申告により市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方へ

所得税の確定申告をすることにより市県民税へ適用されますので、市への申告は不要です。所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

2年目以降の適用を確定申告で申告する場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に、必ず居住開始年月日等の必要事項を記載してください(必要事項の記載がない場合、市県民税の住宅ローン控除が適用されません)。

また、毎年所得税の確定申告により住宅ローン控除の申告を行っている方は、期限までに申告を行わない場合、市県民税の住宅ローン控除が適用されませんので、必ず期限内に申告を行ってください。

なお、平成19年、平成20年の入居者は、市県民税の住宅ローン控除の対象にはなりません。

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

★市県民税における住宅ローン控除が引き上げになりました(平成27年度から適用)

平成26年4月から平成29年12月までの入居者について、消費税率引き上げに伴う特例措置として、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除の額を、課税総所得金額等の7%(現行5%)または最高136,500円(現行97,500円)のいずれか少ない方の額を上限として、市県民税所得割額から控除することになりました。

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

★公的年金の受給額に変更があった方は税額が再計算されます

公的年金を受給されている方で、過去にさかのぼって年金受給額が変更された場合、本来受給されるべき年ごとの年金所得額に応じて、税額が再計算されます。また、ご家族の扶養親族になっている方の年金所得額が増えた場合は、扶養から外れ、扶養している方に新たな税負担が生じる場合があります。

問市民税課☎214・1009

★事業主の方は給与支払報告書の提出をお忘れなく

平成27年度(平成26年分)の給与支払報告書は、2月2日までに市民税課(市役所北庁舎5階)へ提出してください。

問市民税課☎214・1009

市県民税の納期は2月2日です

平成26年度市県民税の第4期分は、2月2日(月)までにお近くの金融機関などで納めてください。

問納税管理課☎214・1010

振り込み詐欺にご注意ください!

税務職員が、還付金の受け取りなどのためにATM(現金自動預払機)の操作を求めることはありません。不審に感じたときは、即答せずにお問い合わせください。

問税制課☎214・8622

申込時の必要事項 ①応募内容 ②〒住所 ③氏名(フリガナ) ④☎・FAX ※往復はがきの場合は返信先も記入

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせを送付します

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、所得税と住民税の社会保険料控除の対象となります。平成26年中に口座振替で納めていただいた方に保険料納付済額のお知らせを、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は1月19日、介護保険料は1月22日に発送します。確定申告等にご利用ください。

なお、年金からの差し引きで納めている方は、年金保険者から送付される源泉徴収票で確認ください。

問国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課。介護保険料は区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付している方は、支払い方法を口座振替へ変更できます

支払い方法変更の手続き完了後、おおむね3カ月後から特別徴収(年金からの差し引き)が中止されます。

1月中に手続きした場合、4

月支給の年金から特別徴収が中止され、平成27年度分の保険料から口座振替が始まります。

●申請の手順 ①金融機関で口座振替の手続きをする(既に保険料の口座振替手続きがお済みの方は不要。後期高齢者医療制度に加入した場合、新たに手続きが必要) ②保険証と①で手続きした口座振替依頼書の「お客様控え」の写しを持参し、区役所・宮城総合支所保険年金課または秋保総合支所保健福祉課で変更の手続きをする 問区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

特定健診はお済みですか

仙台市国民健康保険の特定健診の受診期間は1月31日(土)までです。受診されていない方は、早めに受診してください。

●対象 ①仙台市国民健康保険に加入している40歳～74歳の方(平成27年3月31日現在) ●持ち物 ①特定健診受診券(送付済み)・国民健康保険被保険者証 ●登録医療機関で受診してください ●受診時に国民健康保険の資格を喪失している方は受診できません ●特定健診受診券がお手元にならない場合は、お住まいの区の区役所・総合支所に被保険者証を持参し、再発行の手続きを行ってください 問

起業家セミナー 準備・手続き編 一歩に知ってキチンと準備！起業に係る費用と手続き

日時	内容	対象	費用
2/24(火) 18:30～21:30	雇用と給与体系 許認可と法人化 経理と税務	起業の予定がある方 または起業後間もない方 各20人(先着)	各1,000円

区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請をお忘れなく

申請期限＝1月28日(水)

- 申請書などの関係書類がお手元に届いている方で、各給付金の対象と思われる方は、申請期限までに、郵送にて申請してください
- 申請期限までに申請がない場合、給付金を支給できなくなりますので、ご注意ください
- 臨時福祉給付金の申請には、①振込先口座の通帳の写しと②申請される方全員分の本人確認書類(健康保険証など)の写しが必要です。これらの書類が添付されていない場合、臨時福祉給付金を支給することはできませんので、ご注意ください
- 申請書がお手元がない方や書き方が分からない方は、下記専用ダイヤルにお問い合わせください
- 臨時福祉給付金などの支給を装った詐欺にご注意ください

問臨時給付金専用ダイヤル☎745・7584(平日(年末年始を除く)8:30～17:00)

個人情報セキュリティ研修

市の個人情報を取り扱う業務を受託する予定のある事業者の個人情報保護責任者を対象にした研修です(受講は市の外部委託に関するガイドラインにより義務付けられています)。

●日時 1月30日(金)午後1時半～5時 ●会場 ナビス ●定員 50人(先着)。1事業所につき3人まで 申1月9日午前10時から電話でナビス☎298・3700 問情報政策課☎214・1260

仙台市産業振興事業団(〒980-6107 青葉区中央1-3-1 ☎724・1212、FAX 715・8205、Eメール koyoushien@stp.city.sendai.jp)